

中心をなす所である。氏はこゝで、名子の賦役は原初的には何よりも地代でない事を主張される。即ち、名子が親方に對する子方と云ふ身分關係に入り、その賦役が元來親方地主の經營に参加するものである限り、それが親方の必要なだけ無制限に徴收されるのが、原則であり、さうでない場合でも、決して勞働價格は明確でない事が多い。之は要するに元來賦役が決して地代として存したのでない事を意味する。しかし貨幣經濟の進展によつて促された小方百姓の獨立の増加は、やがて所謂小作料を發生させ、其極賦役をも地代化させる。然もその過程は徐々であり地方によつて遲速の差がある爲に、我はかゝる變遷の過程即ち、名子制度より刈分小作、檢見小作、定免小作への展開過程を現在の諸慣行の横斷的分析によつて明らかにする事が出来るとされる。最後は、小作の年季の問題であつて、それが元年無年季であるか、又明確なる規定のなかつた事は以上の如き小作制度發生の事情から理解する事が出来るとされてゐる。かくして、氏の結論は、小作は子作であり、單に經濟的關係であるばかりでなく身分的關係であると云ふにある。

此外、本書には其立論に當つて、農村史上の種々なる問題即ち白川の大家族や、ユヒの如き問題に關しても新しい見解が示されてゐる事を注意して置きたい。

氏も序論に云つてゐられる如く、名子、被官の問題は數年前の學界に於ける最も華々しい論争の中心であつた。それが現在熄んでゐるのは、問題が解決したからでなく他の原因によつたもので

ある。隨つて氏の新著が從來の論争に對して如何なる意味をもつかは最も興味ある點であるが、此處はそれを論ずる場所ではない。しかし氏の研究が從來の論者のいづれに荷擔する事もなく、むしろそれ等とは全然異なる立場から、此問題の解明に新しい光を投げかけられたものであると云ふ事は何人も之を認めなければならぬ。煩瑣なる迄に引用せられた豊富なる資料が、その論證を確實ならしめてゐる事も從來の研究と異なる點であると云ふ事が出来るであらう。(菊版五四八頁、昭和十三年十一月東京河出書房發行、定價五圓)(高谷重夫)

### 大日本史編纂事業に就いて

徳川慶光著

我國古來の史書の中その規模の雄大にして、その史觀の高邁なる、水戸の大日本史に如くものはないであらう。この書は人の知る如く始め明曆三年光圀が史局を駒込の邸内に開いて編修に着手してより、明治三十九年紀傳志表を含む全卷の完成するに至るまで、前後實に二百五十二年の長年月を要したのであつて、單にその一事を以てしてもそのことの如何に大事業であつたかを想見することが出来る。その編纂顛末は藤田鳴谷の修史始末に詳しく記されて一應何人にも明らかなところであるが、前年その編纂に關與せる史臣等の間の往復書案が故三浦博士によつて發見紹介せられて以來、漸に世人の注意を惹き、近時史學史に對する興味の頓に盛んなるに及んでこれに關説するものまた漸く多きを加へて來

たが、こゝに紹介しようとするものも亦その一であつて、著者が水戸家の血を承けた華胄の出であり、正しくその先人の事業を回顧し、その精神を紹述せんとされてゐるところにいはゞ特殊な意味がある。

この書は緒論の外、新撰紀傳（大日本史最初の稿本にして後に舊紀傳と呼ばれたるもの）の研究、現存稿本の研究、志表編纂の研究の三章より成り、主として現在彰考館に藏せられてゐる諸稿本に就いて、それが編纂の次第を明らかにしようとしたものである。従つて大日本史の特色とするところの歴史觀の由來であるとか、それとかの所謂水戸學との關係交渉といふが如き問題に就いては敢へて觸れず、むしろ専ら編纂事業進捗の外的なる経緯を年次を逐うて平明に叙述し、附録として紀傳稿本關係者名簿並に參考書解題の二編を添へてゐる。就中後者は今後の研究者の爲に裨益するところ少くないであらう。（菊判一二八頁非賣品）（柴田實）

長崎市史（通交貿易編  
東洋諸國部）

矢野 仁 一 編

本書はわが矢野仁一博士が、長崎市の囑託をうけ、十數年の歲月を費して編述した大書冊である。通交貿易編東洋諸國部と題するが、一言にしていへば長崎に於ける支那貿易の歴史を闡明したものである。それはわが鎖國時代に於て事實上支那以外に長崎に通交貿易した東洋諸國はなかつたといふ理由にほかならぬ。

その内容を略述すれば、「第一章徳川時代に於ける長崎の支那貿易

易」は、支那貿易船が始めて長崎に來たのは永祿五年（一五六二、明嘉靖四一年）で、慶長元年頃には密航者が長崎に往來貿易したこと、日本人は支那人の賣らす絹、生糸が必要であつた事實を説き、生糸の輸入がわが國絹織物業を起し、和絲の生産を助長し、當局者の輸入生糸制限の考と相俟つて養蠶業の奨励となり、徳川初には生糸輸入國であつたわが國が幕末開國と共に一躍して生糸輸出國となつたことを述べて、第二章以下に對する緒論の役目をなしてゐる。「第二章 永祿時代の長崎の支那貿易」は、支那貿易船が始めて長崎へ出入する様になつた永祿五年頃より、幕府が切支丹宗門取締の爲に、支那貿易を長崎一港に限定した寛永十二年（一六三五、明崇禎八年）頃までの時期をとりあつかふ。博士はこれを長崎に於ける支那貿易の第一期とせられる。この期間には明では貿易を禁じてゐたが、禁令をくゞつた支那船は長崎以外の港にも出入した。漸く生糸の貿易額が多くなつたので、寛永八年頃から絲割符人といふ特定の商人に購買組合を組織させて特占的に購買せしめ、絲割符人の定めた値段で賣らなければならぬといふ制限貿易としたと説く。

「第三章 寛永貞亨時代の長崎の支那貿易」は、第二期である、寛永十二年から貞享二年（一六八五、康熙二十四年）で、明清交代の時にあたり、鄭氏一門が或は福建海上に於て、或は臺灣に據つて支那の全輸出貿易を支配してゐた時期である。明曆元年絲割符法を廢止して相對貿易としたが、寛文十一年市法貨物商賣法が制定せられたことが注意せられる。市法貨物商賣法といふのは、五ヶ